

第1章 計画の基本事項

第2章 これまでの緑のまちづくり

**第3章 計画の基本的な考え方**

第4章 緑のまちづくりに関する施策

第5章 緑のまちづくりの推進

参考資料



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念と基本方針

これまでの緑のまちづくりを踏まえ、緑を取り巻く社会環境の変化に対応しながら、一宮市の水と緑を次世代へつなぐ、持続可能で緑豊かなまちづくりを目指す基本理念として、「水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮」と、その基本理念の実現に向け、「いのちを紡ぐ” 緑のまちづくり」、「暮らしを織りなす” 緑のまちづくり」、「ともに育てる” 緑のまちづくり」の3つの基本方針を定めることとします。

#### 基本理念

### 水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮

【水】：木曾川や市内を流れる中小河川などの水の軸

【緑】：社寺林や農地、都市公園などの市民生活に寄り添う緑の拠点

【人】：市民をはじめ、市外からの来訪者、民間事業者等の多様な主体

基本理念の実現に向けて

#### 基本方針



#### 【基本方針①】

### “いのちを<sup>つむ</sup>紡ぐ” 緑のまちづくり

○水と緑のネットワークの形成や生物多様性の確保、公園や街路樹などのグリーンインフラの充実、都市農地の保全を図り、人や生き物などの多様な種が共存する緑のまちづくりを目指します。



#### 【基本方針②】

### “暮らしを織りなす” 緑のまちづくり

○多様化するニーズやライフスタイルの変化に対応しながら、市民生活の向上に資する緑地の充実・活用、多世代が交流できる緑地空間を創出し、豊かで快適な暮らしができる緑のまちづくりを目指します。



#### 【基本方針③】

### “ともに育てる” 緑のまちづくり

○一宮市の緑を次世代へ継承するため、市民や民間事業者等との連携・協働、都市公園法などの改正による新たな取組みを進めながら、多様な主体が一体となって緑をともに育て、活用する緑のまちづくりを目指します。

## 2 計画の進捗状況を確認する指標

本計画を効果的かつ効率的に推進するためには、行政だけではなく、市民や民間事業者等の多様な主体との連携・協働が重要となります。そのため、誰もが分かりやすく、定量的に把握できる指標を示す必要があることから、本計画では、市民や民間事業者等が実感として緑とどのように関わってきたかを捉える「成果指標」と、計画を推進した結果としてどのように一宮市の緑が変わったかを捉える「達成指標」を設定します。

「成果指標」は、各基本方針の考え方を踏まえ、以下の3つを設定します。

### 【成果指標①】：生物多様性に関する活動の実施回数

⇒対応する基本方針：【基本方針①】“いのちを紡ぐ”緑のまちづくり

### 【成果指標②】：都市公園の利活用回数

⇒対応する基本方針：【基本方針②】“暮らしを織りなす”緑のまちづくり

### 【成果指標③】：緑に関する取組みの関心度

⇒対応する基本方針：【基本方針③】“ともに育てる”緑のまちづくり

「達成指標」は、計画全体の推進を踏まえ、以下の2つを設定します。

### 【達成指標①】：緑地率（市街化区域に対する緑地の割合）

### 【達成指標②】：市民一人当たりの公的緑地面積

上記5つの指標については、市政アンケート（2018（平成30）年度実施）や所管課が管理するデータを基準値とし、定期的な計測を実施することで、進捗状況の把握に努め、必要に応じて見直しを行うものとします。

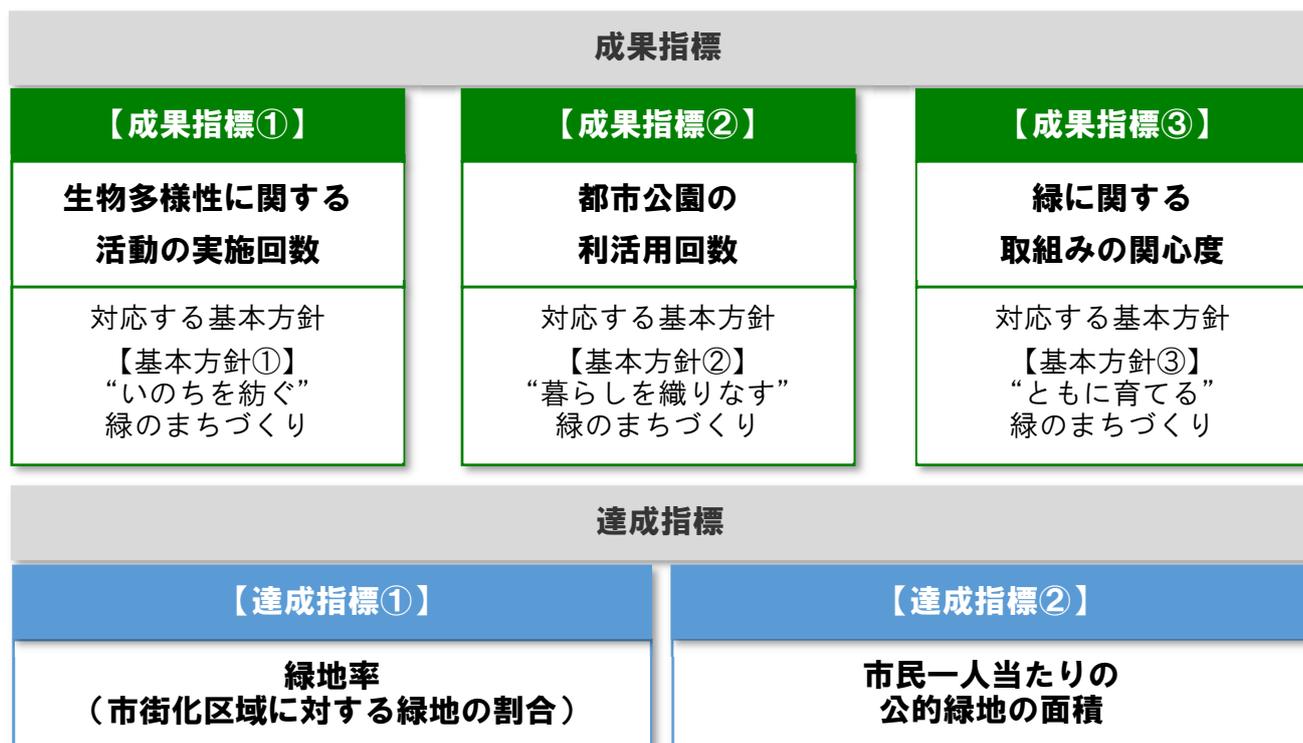


図 計画の進捗状況を確認する指標

2-1 成果指標

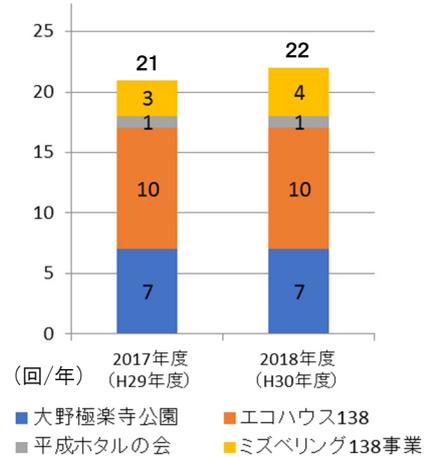
**成果指標①** 生物多様性に関する活動の実施回数

【基準値】 2018（平成30）年度	【中間目標値】 2024（令和6）年度	【目標値】 2030（令和12）年度
22回/年	26回/年	30回/年

【考え方】

- 一宮市は山林などのまとまった緑地は無いものの、木曽川や市内に点在する社寺林、また、中小河川や郊外に広がる豊かな田園環境など、生物多様性の保全において、貴重な緑地を有しています。また、エコハウス138にあるびおっこ（ビオトープ）や大野極楽寺公園などでは生物多様性に関するイベントや活動が取組まれています。
- そこで、本計画では、生物多様性の保全に向けて、木曽川に関する環境学習や地域の生態系保全に関する活動を促進し、生物多様性に関する市民意識の向上を図るため、「生物多様性に関する活動の実施回数」を成果指標に設定します。

表 生物多様性に関する活動の実施回数



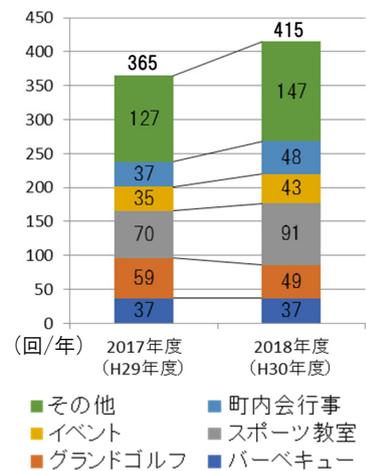
**成果指標②** 都市公園の利活用回数

【基準値】 2018（平成30）年度	【中間目標値】 2024（令和6）年度	【目標値】 2030（令和12）年度
415回/年	470回/年	520回/年

【考え方】

- 一宮市では、より柔軟に都市公園を利用いただき、まちのにぎわい・交流の場となるよう、2017（平成29）年度に都市公園条例に基づく公園内行為の許可基準を緩和し、イベントや朝市の実施などの都市公園の利用促進を進めてきました。これまでに2017（平成29）年度には365回、2018（平成30）年度には415回申請されており、年々増加傾向にあることから、市民や民間事業者等による利用が着実に進んでいます。
- 今後は、使いやすい都市公園の再整備や情報発信を推進し、より一層市民や民間事業者等による都市公園の活用を促すため、「都市公園の利活用回数」を成果指標に設定します。

表 都市公園の行為許可申請回数



### 成果指標③ 緑に関する取組みの関心度

【基準値】 2018（平成30）年度	【中間目標値】 2024（令和6）年度	【目標値】 2030（令和12）年度
17.3%	25.0%	33.0%

#### 【考え方】

- 一宮市ではこれまでに水と緑に関するイベントや環境学習、市民緑化の推進などの取組みを進めてきましたが、2018（平成30）年度に実施した市政アンケート結果では、緑に関する取組みに関わったことがある人は約17%程度に留まっています。
- そこで、これからは行政だけではなく、市民や民間事業者等の多様な主体による緑の取組みを一層推進するため、「緑に関する取組みの関心度（＝緑の取組みに関わったことがある人の割合）」を成果指標に設定します。

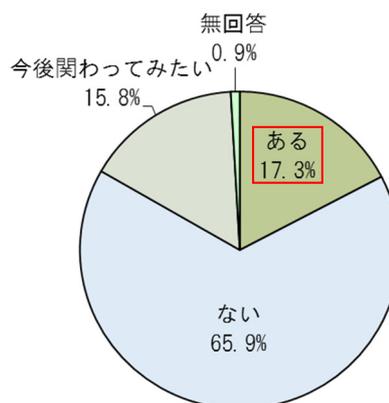


図 緑に関する取組みの関心度

## 2-2 達成指標

### 達成指標① 緑地率（市街化区域に対する緑地の割合）

【基準値】 2018（平成30）年度	【中間目標値】 2024（令和6）年度	【目標値】 2030（令和12）年度
7.0%	7.0%	7.0%

#### 【考え方】

- 緑地率（市街化区域に対する緑地の割合）については、前計画においても目標として設定していましたが、2007（平成19）年度から2018（平成30）年度にかけて7.9%から7.0%へ減少しています。
- しかしながら、緑豊かなまちづくりを実現するためには、都市的土地利用を図る市街化区域内の緑地を次世代へつなぐことが重要です。そこで、市民緑地制度を活用するなど、多様な主体との連携による緑地の維持・保全・創出を一層推進し、市街化区域内の緑地の減少を抑えるため、「緑地率」を達成指標に設定します。

表 市街化区域における緑地の割合（再掲）

	2007年度 (H19年度)	2018年度 (H30年度)
都市公園等	65.93	67.33
公共施設緑地	39.64	43.03
民間施設緑地	29.35	27.77
地域制緑地	165.70	127.60
緑地合計 (ha)	300.62	265.73
市街化区域面積 (ha)	3,802.00	3,802.00
緑地率 (%)	7.9%	7.0%

**達成指標②** 市民一人当たりの公的緑地面積

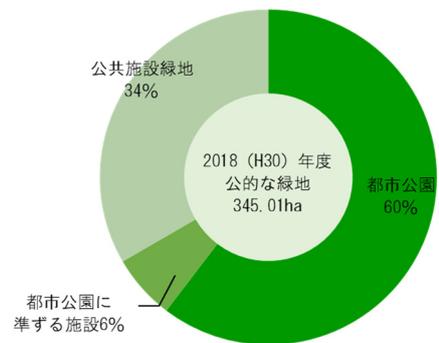
【基準値】 2018（平成30）年度	【中間目標値】 2024（令和6）年度	【目標値】 2030（令和12）年度
9.0 m <sup>2</sup> /人	9.5 m <sup>2</sup> /人	10.0 m <sup>2</sup> /人

**【考え方】**

- 一宮市における「公的緑地」とは、大野極楽寺公園や光明寺公園などの「都市公園」、大江川緑道などの「都市公園に準ずる施設」、学校の運動場やちびっ子広場などの「公共施設緑地」といった行政が市民や民間事業者等へ公的に提供する緑の公共空間のことを指します。
- これまで一宮市では、市民や民間事業者等に対して、都市公園をはじめとする公的な緑地空間の提供に努めてきましたが、都市公園の整備のみでは、国が定める都市公園の整備目標（10.0 m<sup>2</sup>/人）には達していません。したがって、今後は学校の運動場の一般開放や市民緑地制度の活用により、市民が実質的に利用できる公的な緑地空間を確保するため、「市民一人当たりの公的緑地面積」を達成指標に設定します。

表 一宮市の公的緑地（再掲）

	2007年度 (H19年度)	2018年度 (H30年度)
都市公園	173.63	208.21
都市公園に 準ずる施設	14.88	21.63
公共施設緑地	120.43	115.17
公的な緑地面積合計(ha)	308.94	345.01
都市計画区域内人口(人)	383,308	385,453
市民1人当たりの 公的な緑地面積(m <sup>2</sup> /人)	8.1	9.0



### 3

## 緑の保全・創出・活用の方針

多様な主体との積極的な連携・協働により、緑が持つ多様な機能を活用したグリーンインフラを充実し、基本理念である「水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮」を実現するため、緑の保全・創出・活用の方針を設定します。

### 緑の保全 ～まもる～

#### 特徴ある緑を保全し、次世代へつなぐ

- 水と緑の骨格となる木曾川や青木川などの河川とその沿川の緑、都市部を包み込む農地などの自然の緑は、多様な種の共存に資する緑として保全します。
- 真清田神社や妙興寺などの社寺林、市街化区域内の生産緑地地区などの貴重な緑を保全します。
- 都市公園や街路樹などの緑は、防災機能や景観形成機能をはじめとした多様な機能を有していることから、市民生活の向上に資する緑として保全します。
- 市民や民間事業者等との連携・協働により、都市公園や街路樹などの身近な緑の保全を推進します。

### 緑の創出 ～つくる～

#### 緑あふれるまちづくりを進め、暮らしを豊かにする

- 中心市街地などの緑が不足している地域において、市民緑地認定制度などを活用するとともに、必要に応じて緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）による園路や広場、植栽の整備などに取組むことで、効果的かつ効率的な緑とオープンスペースを創出します。
- 多様化するニーズやライフスタイルの変化に対応した公園緑地の整備を官民連携により推進するとともに、市役所や公民館などの公共施設の緑化を推進します。
- 市内を流れる河川や道路、美濃路などの旧街道の緑化を推進し、緑の拠点をつなぐ水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 市民や民間事業者等に対して、緑化に関する情報発信や緑に関するイベントなどを通して、多様な主体との連携による緑あふれるまちづくりを推進します。

### 緑の活用 ～つかう～

#### 身近な緑を活用し、人々の交流を促進する

- 都市公園をはじめとする公園緑地は、多世代が交流し、にぎわいを創出する空間として活用を図るとともに、利用方法などを市民へ情報発信することで、積極的な利用促進を図ります。
- 生産緑地地区などの市街化区域内の農地は、都市部の貴重な緑であることから、市民などと連携しながら持続的な維持・保全・活用を推進します。
- 青木川や大江川などの河川敷や島畑などの農地は、人々が自然を通して交流できる空間としての活用を図ります。

## 4 都市公園などの整備と管理の方針

2018（平成30）年度末時点の一宮市の市民一人当たりの都市公園面積は、目標値10.0㎡/人（国が定める標準値）に対して、5.4㎡/人に留まっており、2007（平成19）年度と比較すると増加しているものの、依然として都市公園面積が不足しています。都市公園の配置状況を見ても、歩いて行ける範囲に都市公園が不足している地域や大規模な公園がない地域も見られます。また、今後、人口減少が進展することにより、都市公園の整備・管理に係る財源が更に縮減されることが想定されるため、新たに都市公園を整備することや既存の都市公園を十分に管理することが困難な状況となっています。

そこで、一宮市においては、都市公園の現状やそれを取り巻く社会情勢を踏まえ、既存ストックの活用を念頭に、「量から質」への転換を図るため、以下の方針に基づき、都市公園などの整備と管理に努めます。

### 【都市公園などの整備と管理の方針】 ⇒ 対応する基本方針

#### 1) 市民の生活の質（QOL）を高める公園緑地の再整備 ⇒ 基本方針②

○都市公園は多世代の市民が利用し、地域コミュニティの拠点となる施設であることから、利用状況や市民ニーズを踏まえ、市街化区域内における拠点性の高い都市公園（九品地公園や平島公園など）を中心に再整備を推進します。

#### 2) 土地区画整理事業などの開発に伴う公園緑地の整備・管理 ⇒ 基本方針②,③

○外崎土地区画整理事業をはじめとした市街地開発事業に伴う公園の整備については、地元意見などを踏まえながら計画的に整備を推進します。また、整備した公園に対しては、住民らによる公園管理団体などの組織を設立するなど、地域主体での管理ができる仕組みづくりを推進します。

#### 3) 民間活力の導入の促進による公園緑地の再整備・管理 ⇒ 基本方針①,②,③

○広域的な交流拠点やレクリエーション・防災拠点となる公園（大野極楽寺公園や富田山公園など）については、指定管理者制度やPark-PFIなどの新たな制度を活用し、積極的に民間活力を導入することで、利便性及び快適性・防災性の高い都市公園の再整備・管理を推進します。

○公園種別や地域の特性に応じたパークマネジメントプランを作成し、これに基づく都市公園などの管理に取組みます。

#### 4) 計画的かつ効果的な公園緑地の管理 ⇒ 基本方針①

○公園施設長寿命化計画などに基づき、限られた財源の中で計画的かつ効果的な公園施設の適正な管理を推進します。

#### 5) 多様な主体との協働による公園緑地の維持管理 ⇒ 基本方針③

○公園愛護団体やアダプトプログラム制度による管理を今後も継続的に推進するとともに、都市公園法や都市緑地法などの関係法令の制度利用を積極的に推進し、地域による維持管理や産業・福祉と連携した管理・活用を推進します。

# 5

## 緑の将来像

一宮市の目指すべき緑の姿を、木曽川の水辺空間軸や日光川をはじめとした水と緑のネットワーク軸、緑の拠点などで構成される緑の将来像として示します。



### 凡例

	木曽川の水辺空間軸		緑と農の田園環境エリア
	主要な水と緑のネットワーク軸 (日光川、野府川、青木川)		中核となる緑の拠点 (都市公園等)
	水のネットワーク軸 (河川や水路)		歴史と文化のある緑の拠点
	緑のネットワーク軸 (街路樹のある道路や緑道)		高規格幹線道路軸
	歴史と文化が織りなす緑の回廊		公共交通軸 (JR・私鉄)
	木曽川を軸とした広域交流軸 (木曽川沿川のサイクリングロード)		

### ゾーン区分

	都市居住ゾーン		田園環境共生ゾーン		工業集積ゾーン
	都市拠点		副次的都市拠点		地域生活拠点

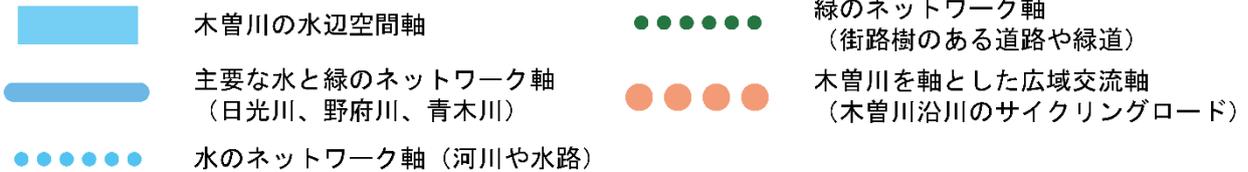
※ゾーン区分は一宮市都市計画マスタープランにおける位置づけを引用

図 緑の将来像

【緑の将来像の考え方】

いのちを紡ぐ緑

一宮市の特徴的な水と緑の軸である木曽川を「水辺空間軸」、日光川や野府川、青木川の市内を流れる河川とその沿川の緑地を「主要な水と緑のネットワーク軸」、その他の河川や水路を「水のネットワーク軸」、街路樹のある道路や緑道を「緑のネットワーク軸」として位置付け、動植物の生息・生育空間や交流・レクリエーション機能を担う水と緑のネットワーク形成を図ります。



暮らしを織りなす緑

主要な都市公園や公共施設緑地を「中核となる緑の拠点」、真清田神社や妙興寺、尾西歴史民俗資料館などの一宮市の歴史と文化の象徴となる拠点を「歴史と文化のある緑の拠点」、旧街道の歴史文化を残す美濃路や岐阜街道を「歴史と文化が織りなす緑の回廊」、市街化区域を囲むように広がる田園環境を「緑と農の田園環境エリア」と位置付け、都市と田舎が織りなす景観や都市のにぎわい創出機能を担い、市民の快適な暮らしを支える緑の拠点づくりを推進します。



ともに育てる緑

都市計画マスタープランにおいて位置付けられた3つのゾーン、3つの拠点については、持続可能なまちづくりと連携しながら、行政をはじめ市民や民間事業者等の多様な主体が一体となって、ともに育てる緑のまちづくりを推進します。

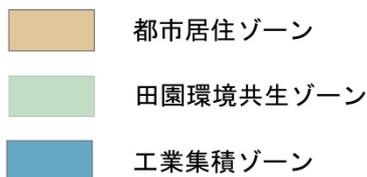
【ともに育てる緑のゾーン】

都市居住ゾーン（市街化区域）、田園環境共生ゾーン（市街化調整区域）、工業集積ゾーンは、各地区の土地利用や地域特性を踏まえながら、緑をともに育てます。

【ともに育てる緑の拠点】

市民の生活の中心である都市拠点（一宮駅周辺）、副次的都市拠点（尾西庁舎周辺及び木曽川駅周辺）、地域生活拠点（出張所などの周辺）は、積極的な緑化を推進します。

【ともに育てる緑のゾーン】



【ともに育てる緑の拠点】



